

2008

石鎚登山ロープウェイ株式会社安全報告書

石 鎚 ス キ ー 場

石鎚登山ロープウェイ

第1 シングルリフト

第3 ペアリフト

第4 ペアリフト

第6 ペアリフト

1. 利用者の皆様へ

当社の索道事業に対して、日頃のご利用とご理解、誠にありがとうございます。

当社は、経営理念の第一に安全の確保を掲げ、法令の遵守とともに安全輸送に努めております。

本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保の為の取り組みや安全の実態について、自ら振り返るとともに広くご理解いただくために公表するものです。皆様からの声を輸送の安全に役立てたく、積極的なご意見を頂戴できれば幸いです。

石鎚登山ロープウェイ株式会社 石鎚スキー場

社 長 池田 博志

2. 基本方針と安全目標

(1) 基本方針

1 社長及び役員は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、索道施設及び職員を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針その他事業活動に関する基本的な方針は次項によるものとし、安全の確保に関する業務の実施状況を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

2 社長、役員及び職員（職員に準ずるものを含む）（以下、「職員等」という。）の安全に係る行動規範（安全の基本理念、安全方針）は、次のとおりとする。

- (1) 一致協力して輸送の安全の確保に努めます。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。以下、「法令等」という。）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
- (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めます。
- (4) 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをします。
- (5) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとります。
- (6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。
- (7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦します。

(2) 安全目標

平成20年度は設備不良による事故を発生させない為に、点検・整備を徹底する。監視業務を徹底し、人身傷害事故が発生しないようにする。

3. 事故発生状況とその再発防止策

(1) 索道運転事故（索道人身傷害事故）

平成19年度、国土交通省への索道運転事故報告はありません。

(2) 災害（地震や暴風雨、豪雪など）

平成19年度、災害による運転停止はありません。

(3) インシデント（事故の兆候）

平成19年度、国土交通省へのインシデント報告はありません

(4) 行政指導等

平成19年度、行政指導はありません。

4. 輸送の安全確保の為の取り組み

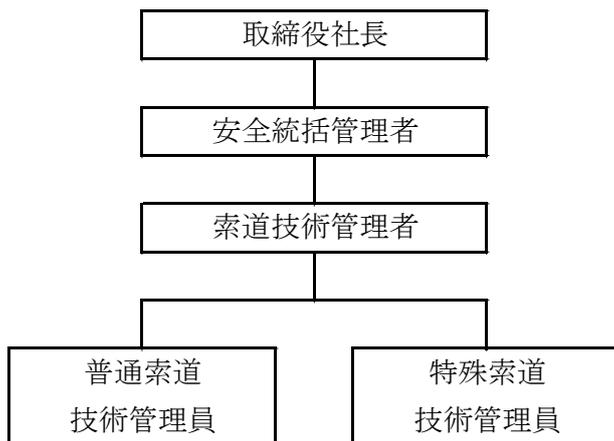
当社では、輸送や皆様の安全に役立つよう、定期的に施設及び取扱についての安全教育を実施しています。

スキーシーズン前には臨時職員、スキーパトロール隊と合同の救助訓練等を実施致しました。

5. 輸送の安全を確保する為の事業の実施及び管理の体制並びに方法

輸送の安全の確保に関する組織体制

- 1 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
- 2 社長及び役員は、輸送の安全を確保するための索道事業の実施及び管理の体制を整備するとともに、索道事業の実施及び管理の方法を定めるものとする。
- 3 社長及び役員は、索道事業の遂行に際し、設備、運行、要員、投資、予算その他の必要な計画の策定において、索道部長、索道技術管理者、索道技術管理員等の必要な責任者に対し、安全性及び実現可能性の観点からの検証を行わせる。
- 4 社長及び役員は、輸送の安全を確保するため、索道事業の実施及び管理の状況を把握し、必要な改善を行うものとする。
- 5 社長及び役員は、輸送の安全確保に関する改善施策の決定に際しては、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重するものとする。
- 6 社長及び役員は、事故、事故のおそれのある事態、災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態（以下「事故・災害等」という。）の規模や内容等に応じ、事故対策本部の設置や責任者、対応方法その他必要な事項を定め、職員等に周知し、徹底しなければならない。



当社の索道事業における安全確保に関する体制は、上図のとおりとし、各々の責任者の役割及び権限は、次に掲げるとおりとする。

安全統括管理者：索道事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する

索道技術管理者：安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守の管理その他の技術上の事項に関する業務を統括する

索道技術管理員：索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する

【輸送の安全確認に関する管理方法】

安全統括管理者は、次の各事項について適切に対応実施致します。

- ・ 情報の伝達及び共有に関する事項
- ・ 事故などの防止対策の検討及び実施に関する事項
- ・ 事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項
- ・ 安全管理規定に関する周知に関する事項
- ・ 事業の実施及びその管理の改善に関する事項

6. 利用者の皆様の連携とお願い

ロープウェイ・リフト乗り場には、乗車時等の注意事項が掲示されておりますので、ご確認下さい。

また、乗車に関しご不明な点などありましたら、各係員におたずね下さい。

7. ご連絡先

〒793-0215

愛媛県西条市西之川下谷甲81番地

石鎚登山ロープウェイ株式会社

TEL 0897-59-0331 FAX0897-59-0331